

### Ⅲ 平成17年基準改定について

#### 1 基準改定の理由

工業生産指数は、産業構造の変化等により、基準時から遠ざかるに従い生産活動を反映しにくくなる性格をもっており、より正確に生産活動を把握するため基準時を見直す必要があります。基準時の改定については、経済産業省は統計審議会の答申により西暦の末尾が0又は5の付く年を基準時としており、国の鉱工業生産指数は平成17年（2005年）を新たな基準年として改定を行っています。

本県も基準改定を行い、基準時及びウェイト算定年次を平成12年から平成17年に更新するとともに、業種分類、採用品目及び採用単位、ウェイト等の見直しを行いました。

#### 2 基準改定の概要

##### (1)採用品目の見直し

最近の生産動向を適切に反映させるために、約1,800調査品目の中からより 代表性の高い品目を選定するとともに、採用単位の見直しや、名称変更等を行いました。採用品目数は生産、出荷は前回平成12年基準品目298品目に対し今回平成17年基準は305品目、在庫は同185品目に対し同182品目、在庫率は同183品目に対し同180品目としました。主な改廃品目は次のとおりです。

##### [新規採用品目]全32品目

鉄鋼業（2）－普通鋼管材、普通鋼磨棒鋼・線類

一般機械工業（6）－クレーン、研削盤、除湿機、ガラス・ゴム用金型、C(W)BN 工具、自動販売機

電気機械工業（8）－交流発電機、避雷装置、電気炉、低圧開閉スイッチ、高圧遮断機、換気扇、その他の電子応用装置、内燃機関電装品

情報通信機械工業（2）－ネットワーク接続機器、補聴器

精密機械工業（1）－環境計測機器

窯業・土石製品工業（6）－理化学・医学用ガラス、遠心力鉄筋コンクリート、空洞コンクリートブロック、護岸用コンクリートブロック、電気用陶磁器、研削砥石

化学工業（4）－純トルエン、エチルアルコール、分解ガソリン、メタクリル酸エステル

石油・石炭製品工業（2）－ナフサ、精製及び混合原料油

繊維工業（1）－不織布

##### [非採用品目]全22品目

一般機械工業（7）－熱交換器、製版機械、巻上機、鉄鋼用ロール、静電間接式複写機、デジタル・カラー式複写機、タイムレコーダ

電気機械工業（4）－電気冷蔵庫、電気掃除機、自動車用電球、鉛蓄電池

情報通信機械工業（５）－デジタル伝送装置、変復調装置、ビデオテープレコーダ、拡声装置、パーソナルコンピュータ

電子部品・デバイス工業（１）－モス型半導体集積回路（記憶素子）

精密機械工業（１）－工業用長さ計

窯業・土石製品工業（３）－コンクリート系パネル、石綿スレート、炭素製品

化学工業（１）－アルキルベンゼン

## (2) ウェイトの見直し

ウェイトの算出に当たっては、「平成１７年工業統計調査」及び「平成１７年生産動態統計調査」等を算定資料とし、業種・財分類等による調整を行い算出しました。

(P 90 表15参照)

## (3) 金額単位品目のデフレート

採用単位が金額の品目について、日本銀行の企業物価指数をデフレータとし、価格変動の影響を反映させることとしています。

ただし、デフレートする品目は、金額単位全３８品目の内、企業物価指数の品目定義と一致、もしくは近いもので、次の３６品目です。

ボイラ部品、印刷機械、半導体製造装置、フラットパネルディスプレイ製造装置、真空ポンプ、油圧機器、油圧ユニット、圧延機械、電力変換装置、電気炉、開閉制御装置、超音波応用装置、その他の電子応用装置、電気測定器、工業用計測制御機器、内燃機関電装品、交換機、無線応用装置、はん用コンピュータ、ミッドレンジコンピュータ、外部記憶装置、入出力装置、端末装置、電子回路基盤、線形半導体集積回路、モス型半導体集積回路（論理素子）、モス型半導体集積回路（CCD）、混成集積回路、自動車機関部品、駆動伝導・操縦装置部品、懸架制動装置部品、シャシー・車体部品、積算体積計、分析機器、化粧品、医薬品